

令和4年10月7日 制定（国空無機第209239号）

無人航空機操縦士実地試験実施基準

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課

第1章 総則

- 1-1 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の60の無人航空機操縦士試験員（以下「試験員」という。）が、法第132条の47第2項に基づき実施する実地試験（法第132条の52第2項において準用する場合を含む。）は、この基準によるものとする。ただし、この基準により難いやむを得ない事由のため、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長（以下単に「無人航空機安全課長」という。）の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 1-2 実地試験は、無人航空機操縦者技能証明（以下単に「技能証明」という。）の資格の区分（一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士）に応じ、次に掲げる無人航空機の種類ごとに行う。
- ・ 回転翼航空機（マルチローター）
 - ・ 回転翼航空機（ヘリコプター）
 - ・ 飛行機
- 1-3 回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機、又は回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機のハイブリッド型の無人航空機に係る実地試験については、当該無人航空機の形態に応じ、該当する資格の区分に係る回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機、又は回転翼航空機（ヘリコプター）及び飛行機の実地試験を行う。
- 1-4 1-2又は1-3に該当しない無人航空機に係る実地試験については、実地試験の内容について、予め無人航空機安全課長と協議すること。
- 1-5 実地試験については、技能証明の資格の区分及び無人航空機の種類ごとに、それぞれ次の試験科目について行う。
- ・ 法第132条の86第2項第1号に掲げる飛行の方法（以下「昼間飛行」という。）かつ同項第2号に掲げる飛行の方法（以下「目視内飛行」という。）の操縦能力を問う試験科目（以下「基本」という。）
 - ・ 最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の操縦能力を問う試験科目（以下「最大離陸重量 25kg 未満の限定変更」という。）
 - ・ 夜間飛行の操縦能力を問う試験科目（以下「昼間飛行の限定変更」という。）
 - ・ 目視外飛行の操縦能力を問う試験科目（以下「目視内飛行の限定変更」という。）